

## <上郡町移住調査宿泊費補助金の手引き>

この補助金は、上郡町への移住を希望している方が、町内での住居探しや生活環境を調査するために町外から本町を訪れ滞在する際に、町内の宿泊施設を利用した場合、宿泊費の一部を補助するものです。

### 1. 補助を受けられる人

上郡町への移住を目的として、町外から、住居探し（建物の内見等）、仕事探し（ハローワーク相談、起業）等のために来町され、町内の宿泊施設を利用する方

<注意事項>

- ①宿泊予定期間の6か月前から宿泊最終日までの間に、上郡町地域振興課職員と移住に関する相談を行ってください。移住に関する相談は、東京・大阪等での移住相談会、オンライン移住相談、上郡町役場での移住相談があります。
- ②移住調査活動予定計画書の提出が必要です。
- ③観光や帰省、知人に会うといった移住目的でない滞在は補助を受けられません。
- ④暴力団員等暴力団員関係者は補助を受けられません。

### 2. 補助の対象となる宿泊

令和8年4月1日～令和9年3月31日の期間の宿泊

<注意事項>

町内のホテル・町内の民泊での宿泊が対象（旅館業、住宅宿泊事業の許可を得ている宿泊施設）  
キャンプ場等の野外宿泊施設は補助対象外

### 3. 補助金額 ※予算が無くなり次第終了

- ・1人1泊3千円まで補助（実際の宿泊費が3千円を下回る場合は実費相当額）
- ・1年度につき1団体3万円、単身利用の場合は1万5千円を上限

<注意事項>

補助対象経費は宿泊費のみが対象 飲食代等は対象外  
同年度内で複数回利用の場合、合計額が補助上限金額に達するまで申請可能

### 4. 申請期限

宿泊をする10日前までに申請してください。 ※予算が無くなり次第終了

<注意事項>

- ※宿泊をする10日前が閉庁日の場合は、前開庁日までに申請してください。
- ※宿泊した後の申請は受け付けません。

### 5. 実績報告

滞在後2週間以内又は当該年度末までのいずれか早い日に、宿泊した実績を報告してください。

※宿泊費がわかる領収書がない場合は受付できません。

### 6. 補助金の支給

実績報告を審査し、補助金額を確定します。確定した補助金の請求書提出してください。  
概ね1か月以内に指定の口座に補助金を振り込みます。

## <上郡町移住調査宿泊費補助金の手引き>

申請は1. 2どちらかで申請してください。

- 1 上郡町 HP の申請フォーム
- 2 上郡町 HP から様式をダウンロードしメールか郵送してください



宿泊する 10 日前までに次の書類を提出してください。

- ①補助金交付申請書
- ②移住調査活動計画書(内見物件、仕事探し等を詳しく記入)
- ③本人確認書類の写し



審査後、補助金の交付を決定します。

- ▶ 補助金交付決定通知書…町から申請者あてに通知



滞在後、2週間以内又は当該年度末までのいずれか早い日に次の書類を提出してください。

- ①補助金実績報告書
- ②移住調査活動計画書
- ③宿泊証明書
- ④領収書の写し



実績報告書を審査した後、補助金額を確定します

- ▶ 補助金確定通知書…町から申請者あてに通知



確定した補助金額の請求書を提出してください。

- ①補助金請求書



指定された口座に補助金を振り込みます。

申請



活動計画書



実績報告



活動計画書



請求書



移住調査宿泊費補助金



【問い合わせ・申請書類提出先】 上郡町 地域振興課 (定住交流担当)

Tel 0791-52-1162 Fax 0791-52-3293

E-mail: chiiki@town.kamigori.lg.jp

住所: 〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地